

(設置)

第1条 市民の絵本文化を中心とした芸術文化の振興を図ることを目的として、絵本館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 絵本館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大島絵本館	射水市鳥取50番地

(施設)

第3条 第1条の設置目的を達成するため、大島絵本館(以下「絵本館」という。)に次に掲げる施設を置く。

- (1) シアター
- (2) C.Gワークショップ
- (3) ワークショップ
- (4) ミーティングルーム
- (5) パフォーマンスホール
- (6) ライブラリー
- (7) ギャラリー1・2・3
- (8) カフェ

(休館日)

第4条 絵本館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日)
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで
- (3) 資料整理日毎月1回
- (4) 特別整理期間年15日以内

(開館及び使用時間)

第5条 絵本館の開館時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用の許可)

第6条 絵本館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、絵本館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、絵本館の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 絵本館の設備、附属設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料金)

第8条 第6条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料金(入館料を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 前項の規定による使用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料金の減免)

第9条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料金の還付)

第10条 既納の使用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなくなったとき。
- (2) 使用者が別に定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において、市長が相当の事由があると認めるとき。

(目的外使用の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に絵本館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第12条 使用者は、絵本館の使用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合に要する費用は、使用者の負担とする。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可の条件を変更し、若しくは制限し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条各号の規定に該当するとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めたとき。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、絵本館の使用に当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、使用する施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)を善良な注意をもって管理しなければならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、絵本館の使用が終了したとき、又は第13条の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代執行し、これに要した費用を使用者から徴収するものとする。

(損害の賠償)

第16条 使用者は、施設等を損傷し、又は汚損したときは、市長が特にやむを得ないと認めたものを除き、その損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、絵本館の入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認める者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(遵守事項)

第18条 使用者は、絵本館の使用に当たっては、規則で定める事項を守らなければならない。

(指定管理者による管理)

第19条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に絵本館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第20条 前条の規定により指定管理者に絵本館の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 絵本館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 絵本館の使用の許可に関する業務
- (3) 絵本館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、絵本館の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条から第7条まで、第12条、第13条及び第17条の規定の適用については、第4条及び第5条の規定中「市長が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条、第12条、第13条及び第17条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第21条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に絵本館の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第22条 第19条の規定により指定管理者に絵本館の管理を行わせることとした場合において、使用者は、第8条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。
- 3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、第10条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものと

する。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、絵本館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大島町絵本館設置条例(平成6年大島町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の射水市大島絵本館条例第19条の規定により、絵本館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が絵本館の管理を行うこととされた期間前に第6条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた申請は、当該指定管理者がした許可又は当該指定管理者になされた申請とみなす。

附 則(平成26年3月20日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項から第11項までに定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)から(6)まで 略

(7) 第18条の規定による改正後の射水市大島絵本館条例第8条第1項の規定

附 則(平成27年3月17日条例第25号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月16日条例第47号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、次の各号に掲げる規定によりなされた処分、手続その他の行為は、当該各号に定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(1) 第1条の規定による改正前の射水市大島絵本館条例の規定 第1条の規定による改正後の射水市大島絵本館条例

附 則(平成30年12月21日条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項及び第4項に定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 第1条の規定による改正後の射水市大島絵本館条例第8条の規定

別表(第8条関係)

1 入館料(1人1回当たり)

個人	一般	600円
	高校生	300円
	小・中学生	100円
	未就学児	無料
団体(20人以上)	一般	480円
	高校生	240円
	小・中学生	80円
	未就学児	50円

備考 この表において「未就学児」とは、小学校に就学するまでの者をいう。

2 シアター及びパフォーマンスホール使用料金

施設名	使用日の区分	基本使用料金	超過料金
-----	--------	--------	------

		午前	午後	昼間	(1時間につき)
		午前9時30分～ 正午	午後1時～午後5 時	午前9時30分～ 午後5時	
シアター	平日	円 9,570	円 19,140	円 28,070	円 4,790
	土曜日・日曜 日・休日	11,010	22,010	32,280	5,500
パフォーマンスホール		1,710	2,280	3,320	570

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合のシアターの使用料金の額は、基本使用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
    - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が1,000円を超え2,000円以下の場合にあつては、100分の120
    - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあつては、100分の130
    - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあつては、100分の150
    - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあつては、100分の180
  - 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「商業宣伝等の目的」という。)をもってパフォーマンスホールを使用するときの使用料金の額は、基本使用料金に100分の180を乗じて得た額とする。
  - 3 シアターを練習又は準備のために使用する場合の使用料金の額は、基本使用料金に100分の40を乗じて得た額とする。
  - 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 3 ミーティングルーム使用料金

施設名	基本使用料金						超過料金 (1時間につき)
	3時間まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	
ミーティングルーム	930円	1,240円	1,400円	1,560円	1,720円	1,810円	310円

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用する時の使用料金の額は、基本使用料金に100分の180を乗じて得た額とする。
  - 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 4 附属設備使用料金 市長が別に定める額

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市大島絵本館条例(平成17年射水市条例第95号。以下「条例」という。)第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により大島絵本館(以下「絵本館」という。)の使用許可を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、大島絵本館使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、入館しようとする者は、入館料と引換えに受ける入館券の交付をもって、使用許可を受けた者とみなす。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) シアター 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の6月前から使用日の1週間前までの間

(2) ミーティングルーム及びパフォーマンスホール(以下「附属施設」という。) 使用日の属する月の3月前から使用日の1週間前までの間。ただし、附属施設をシアターと併用するときは、前号に定める期間

3 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、絵本館の同一施設又は同一附属設備及び備品(以下「附属設備等」という。)を同一日の同一時間に使用したい旨の申請が複数の申請者から同時に行われたときは、申請者間の協議又は抽選により申請の順位を決定するものとする。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定による使用許可の申請について適当と認めるときは、許可を決定し、大島絵本館使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(附属設備等の使用料金)

第4条 条例別表の市長が別に定める額は、別表1のとおりとする。

(使用料金の納付)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより使用料金を納付しなければならない。

(1) シアター(附属施設を併用する場合を含む。以下同じ。) 使用日の2月前(使用日前2月以内に使用許可を受けたときは、その使用許可と同時に)

(2) 附属施設 使用日の1月前(使用日前1月以内に使用許可を受けたときは、その使用許可と同時に)

(3) 超過使用料金及び附属設備等 その使用の終了と同時に

(使用料金の減免)

第6条 条例第9条の規定により使用料金の減免を受けようとする者は、大島絵本館使用料金減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、大島絵本館使用料金減免決定通知書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 使用料金の減免の範囲及び割合は、別表2のとおりとする。

4 前項の規定により算出した使用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料金の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定による使用料金の還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第10条第2号に該当する場合 次のアからエまでに掲げる額

ア シアターにあっては、使用日の30日前までに取消し又は変更を申し出た場合 70パーセントに相当する額

イ アに掲げる場合を除き、シアターにあっては、使用日の10日前までに取消し又は変更を申し出た場合 50パーセントに相当する額

ウ 附属施設にあっては、使用日の10日前までに取消し又は変更を申し出た場合 70パーセントに相当する額

エ エに掲げる場合を除き、附属施設にあっては、使用日の5日前までに取消し又は変更を申し出た場合 50パーセントに相当する額

2 前項の規定により算出した還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 条例第10条ただし書の規定による使用料金の還付を受けようとする者は、大島絵本館使用料金還付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、大島絵本館使用料金還付決定通知書(様式第6号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用時間の延長)

第8条 使用者は、やむを得ない事由により、使用許可を受けた使用時間を超えて施設、附属設備等(以下「施設等」という。)を使用する必要があるときは、あらかじめ、大島絵本館使用時間延長申請書(様式第7号)を市長に

提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、大島絵本館使用時間延長許可書(様式第8号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用の変更又は取消し)

第9条 使用者は、使用内容の変更又は取消しをしようとするときは、大島絵本館使用変更(取消し)申請書(様式第9号)に第3条の使用許可書を添えて、シアターにあっては使用日の10日前までに、附属施設にあっては使用日の5日前までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、大島絵本館使用変更(取消し)許可書(様式第10号)を当該申請者に交付するものとする。

(職員の立入り)

第10条 絵本館の職員(以下「職員」という。)は、絵本館の管理上必要があると認めるときは、使用中の場所に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

(事前打合せ)

第11条 使用者は、事前に職員と使用する施設等の使用方法その他必要な事項について打合せしなければならない。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人数を超えて入場させないこと。
- (2) 入場者の安全確保のための措置を講ずること。
- (3) 絵本館内外の秩序を保つため、必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (4) 施設等を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を職員に届け出て、その指示に従うこと。
- (5) 絵本館の使用が終了したときは、直ちに使用した施設等を原状に回復し、職員の点検を受けること。
- (6) 入場者に次条に掲げる遵守事項を守らせること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(入場者の遵守事項)

第13条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 指定された場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 承認を受けずに広告類を掲示し、若しくは配付し、又は物品の販売若しくは展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第14条 条例第19条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に絵本館の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第8条及び第9条の規定の適用については、第2条中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第20条第2項の規定により読み替えて適用する条例第6条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第8条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第15条 前条の場合における第5条から第7条までの規定の適用については、第5条(見出しを含む。)中「使用料金」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条(見出しを含む。)中「使用料金」とあるのは「利用料金」と、「条例第9条」とあるのは「条例第22条第4項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条(見出しを含む。)中「使用料金」とあるのは「利用料金」と、「条例第10条ただし書」とあるのは「条例第22条第5項ただし書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第16条 前2条の場合における様式第1号から様式第10号までの様式の適用については、これらの様式中「射水市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料金」とあるのは「利用料金」とする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、射水市大島絵本館条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年1月31日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る附属設備等の使用料の額及び使用料の減免については、改正後の射水市大島絵本館条例施行規則第4条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和2年12月24日規則第54号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

別表1(第4条関係)

品名	単位	使用料金 (1回当たり)	摘要
照明装置	1式	5,150円	
音響装置	1式	5,150円	
マイク設備	1式	2,060円	
プロジェクター	1台	3,090円	
グランドピアノ	1台	3,240円	調律料を含まず。

備考

- 1 この表において「1回」とは、1日ごとの使用をいう。  
2 この表に掲げるもの以外の附属設備等の使用料金の額は、類似する附属設備等の使用料金の額に準じて算定した額とする。

別表2(第6条関係)

- 1 入館料

減免の範囲	割合
1 市内に住所を有する小・中学生	10割
2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳(以下この表においてこれらを「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けた者	5割
3 身体障害者手帳等の交付を受けた者の介助者(当該交付を受けた者1人につき1人に限る。)	10割
4 市長が特に必要と認める者	1割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合

- 2 シアターパフォーマンスホール及びミーティングルーム使用料金

減免の範囲	割合
1 市又は市の機関が主催する場合	10割
2 市又は市の機関が共催する場合	5割
3 市長が特に必要と認める場合	1割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合

備考 附属設備等の使用料金は、この表の1の項及び3の項に該当するものを除き、減免しない。

様式第1号(第2条関係)

大島絵本館使用許可申請書

年 月 日

射水市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

次のとおり大島絵本館を使用したいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日(曜日)	時	分から
使 用 室 名			
使 用 目 的			
参 集 人 数	人	入場料の徴収の有無	有・無
		1人当たりの徴収金額	円
摘 要			



様式第2号(第3条関係)

大島絵本館使用許可書

年 月 日

様

射水市長



次のとおり大島絵本館の使用を許可します。

使用日時	年 月 日(曜日)	時 分	時 分
使用室名			
使用目的			
参集人数	人	入場料の徴収の有無	有 無
		1人当たりの徴収金額	円
使用料金	円	{	・基本使用料 円
			・附属設備等使用料 円
摘要			

様式第3号(第6条関係)

大島絵本館使用料金減免申請書

射水市長		年 月 日	
		(申請者)	
		住 所	
		団体名	
		氏 名	
		(団体の場合代表者)	
		電 話	
次のとおり申請します。			
使用目的			
使 用 時 日	年 月 日( 曜日)	時 分	から 分まで( 日間)
使 用 等 施 設			
減 免 額 申 請	金	円	
減 免 申 請 理 由			
添 付 類 書			

様式第4号(第6条関係)

大島絵本館使用料金減免決定通知書

			第 号 年 月 日
様			
射水市長			印
次のとおり通知します。			
	規定の使用料金	減免する金額	決定使用料金の額 (納付額)
使用料金	金 円	金 円	金 円

様式第5号(第7条関係)

大島絵本館使用料金還付申請書

年 月 日

射水市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

次のとおり大島絵本館使用料金の還付を申請します。

使 用 日 時	年 月 日(曜日)	時 分	時 分
使 用 室 名			
還 付 理 由			
既納使用料金	円	還付使用料金	円
摘 要			

様式第6号(第7条関係)

大島絵本館使用料金還付決定通知書

年 月 日

様

射水市長



次のとおり大島絵本館使用料金の還付をします。

使用日時	年 月 日(曜日)	時	分から
使用室名			
還付理由			
既納使用料金	円	還付使用料金	円
摘要			

様式第7号(第8条関係)

大島絵本館使用時間延長申請書

年 月 日

射水市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

次のとおり大島絵本館使用時間の延長を申請します。

当初使用日時	年 月 日(曜日)	時 分	分から分まで
延長時間	時 分	から	時 分まで
延長理由			
参集人数	人	入場料の徴収の有無	有・無
		1人当たりの徴収金額	円
摘要			

様式第8号(第8条関係)

大島絵本館使用時間延長許可書

年 月 日

様

射水市長



次のとおり大島絵本館使用時間の延長を許可します。

当初使用日時	年 月 日(曜日)	時 分	時から分まで
延長時間	時 分	時から	時 分まで
使用目的			
参集人数	人	入場料の徴収の有無	有・無
		1人当たりの徴収金額	円
摘要			

様式第9号(第9条関係)

大島絵本館使用変更(取消し)申請書

年 月 日

射水市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

次のとおり大島絵本館使用を変更(取消し)したいので申請します。

当初使用日時	年 月 日(曜日)	時 時	分から 分まで
当初使用室名			
変更取消し理由			
変更区分			
摘 要			



様式第10号(第9条関係)

大島絵本館使用変更(取消し)許可書

年 月 日

様

射水市長



次のとおり大島絵本館の使用変更(取消し)を許可します。

当初使用日時	年 月 日(曜日)	時	分から分まで
当初使用室名			
変更取消し理由			
変更区分			
摘要			